

令和 7 年度

福岡市児童発達支援事業所の設置に係る公募要項

令和 7 年 3 月

福岡市こども未来局

こども発達支援課

(令和 7 年 4 月 1 日以降 障がい児事業所指導課)

目次

第1. 事業概要	1
1 事業目的	
2 公募概要	
3 児童発達支援事業所の開所時期	
4 児童発達支援事業所の定員	
5 選定予定事業所数及び募集対象区域	
6 応募要件等	
7 運営の要件	
8 事業実施場所の要件	
第2. 応募手続き等	3
1 説明会	
2 公募に関する質問	
3 申請書・法人概要書類の提出	
4 提案書類等の提出	
5 プレゼンテーション書類の提出（任意）	
第3. 選定手続き等	4
1 選定方法	
2 選定委員会	
3 選定項目・配点	
4 選定結果の通知	
第4. 選定後の手続き	5
1 指定手続	
第5. 留意事項等	5
1 その他留意事項	
2 スケジュール	
3 書類の提出先・問合せ先	

第 1. 事業概要

1 事業目的

本市においては、発達障がいと診断をうける児童の増加や、共働き家庭の増加により、保育所等に通園しながら発達支援を受けたいとのニーズが増大し、これらに対応するため、令和 6 年度から令和 8 年度末までに新たに、児童発達支援事業所を 23 か所設置することとしており、令和 7 年度において、本公募要項のとおり募集を行います。※令和 6 年度 11 事業所設置済

2 公募概要

児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援事業所（主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所及び同法同条に規定する児童発達支援センターを除く。）を新たに開設する事業者を選定するもの。

3 児童発達支援事業所の開所時期

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 1 日とします。令和 7 年度に選定された事業所において、令和 8 年 3 月 2 日以降の指定は行いません。※指定は毎月 1 日付けとなります。

4 児童発達支援事業所の定員

10 人以上

※放課後等デイサービス等も含めた多機能型事業所としての申請は可能ですが、児童発達支援部分での定員設定を 10 人以上とする必要があります。

5 選定予定事業所数及び募集対象区域

8 事業所（令和 7 年度）

利用者の通所の利便性を考慮し、区ごとの選定上限数を以下のとおり定めます。

区	選定上限数
東区	2
博多区	1
中央区	1
南区	1
城南区	1
早良区	1
西区	1

6 応募要件等

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 5 の 15 第 3 項各号に定める欠格事由に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 公募要項公告日から選定の日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (4) 公募要項公告日から選定の日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 本社所在地の市町村税を滞納している者でないこと。
- (6) 本社所在地の消費税、地方消費税、所得税又は法人税を滞納している者でないこと。
- (7) 会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号）第15条に規定する破産手続開始の申立てがなされている者、会社法第511条に規定する特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者又はその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例（平成22年条例第30号。以下同じ。）第2条第2号に規定する暴力団員である者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のある者、若しくは、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 選定後、速やかに**児童発達支援の指定申請手続きを行い、指定を受けること**。指定を受けられなかった場合は、選定の取り消しとなる場合がある。

7 運営の要件

- (1) 福祉サービス第三者評価の受審及び報告
令和8年度末までに、福祉サービス第三者評価を受審し、福岡市に対し、評価結果を提出すること。（受審に要する費用については、福岡市からの支援を予定しています。）
- (2) 協議の場への出席
福岡市、療育センター等が定期的に実施する運営状況等に関する定例連絡会等の場に参加すること。
- (3) 療育センター等による伴走型支援
本市においては、児童発達支援事業所に対して、療育センター等による以下の伴走型支援を実施することとしています。運営にあたっては、各種支援を受けてください。
 - ① 療育センター等による事業所職員の実習受入
 - ② 療育センター等による事業所への訪問支援
 - ③ 研修の受講
- (4) 支給量
幼稚園・保育園等を母集団としての利用を想定しているため、支給日数については、次のとおりとしています。
原則、月10日（1歳以下は月5日）を上限とする。

8 事業実施場所の要件

公募申請時には、物件確保は要件とはしません（賃貸借契約書等の提出は求めない）が、令和7年10月1日から令和8年3月1日の開設とした物件確保及び整備を行ってください。※令和7年度公募において、令和8年3月2日以降の指定は行いませんので計画的な事業実施計画を立ててください。

また、応募書類のうち、案内図・平面図等については、実施エリア（中学校区等）及び公募申請時に想定している物件について記載してください。

事業実施場所については、児童発達支援センターに準拠し、児童1人あたり2.47㎡の発達支援室を確保してください。

※保育所等の余裕スペースを活用した保育所活用型についても、公募の対象となります。

※実施場所については、参考資料「『選定合格者』決定から『指定申請予定者』確定までの流れについて」をご確認ください。

第2. 応募手続き等

1 説明会

公募申込みを予定している事業者を対象に、説明会を開催しますので、積極的にご参加ください。

日程：令和7年4月7日（月）13：00～13：30

場所：WEB 会議システム（ZOOM を使用）を使用し、オンライン上で開催します。

※説明会への参加をご希望される場合は、4月2日（水）15時までにメールにてご連絡ください。4月3日（木）15時までに説明会に使用する URL をお送りいたします。期日までに届いていない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

【メール送付先】 syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

※件名の最初に【児童発達支援事業所説明会申込（法人名）】と記入し、「担当者名、連絡先、出席者（予定）」を記載の上、お申し込みください。

※説明会へご参加の際は必ず本公募要項及び関係書類をご準備 ください。

※説明会へ参加しない場合でも公募への参加は可能です。また、説明会へ参加しないことにより審査において不利になることはありません。

2 公募に関する質問

公募に関する質問は別紙「質問書」によりメールにてご質問ください。

受付期間：令和7年4月11日（金）12時まで

メール送付先： syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

※件名の最初に【児童発達支援事業所に関する質問（法人名）】と記入してください。

※質問への回答は、4月15日（火）を目途に本市ホームページに掲載し、原則として個別回答は行いません。

3 申請書・法人概要書類の提出

(1) 提出部数

1 部

(2) 提出期間

令和7年3月26日（水）から4月18日（金）15時まで（必着）

4 提案書類等の提出

(1) 提案書類

10 部

(2) 提出期間

令和7年4月18日（金）から4月28日（月）15時まで（必着）

※提案書類等提出の遅延に関しては、原因の如何に関わらず福岡市では責任を負いません。

5 プレゼンテーション資料の提出（任意）

選定委員会にて、提案書類の他にプレゼンテーション資料を用いる場合は、当該資料をご提出ください。（様式は任意です。提案書類を基に説明いただいても構いません。）

(1) 提出部数

10部

(2) 提出期間

令和7年4月18日（金）から5月7日（水）15時まで（必着）

<書類の提出について>

- ・提出は、郵便又は持参により提出してください。郵便の場合は、特定記録又は簡易書留等、配達等の過程を記録し、万一の場合に損賠が保障されるものにて郵送してください。
- ・提出書類一覧に記載する書類をご提出ください。
- ・提出にあたっては別紙「提案書類等提出にあたっての注意点」をご確認ください。
- ・提案書類の不足や不備等がある場合は、受付ができない場合がありますのでご注意ください。
- ・提出期間後の提出資料の修正・差替え等は認めませんので、十分にご確認の上、ご提出ください。

第3. 選定手続き等

1 選定方法

- (1) 有識者等による選定委員会の審査を実施し、市が選定します。区ごとの選定の流れについては、別紙『「選定合格者」決定から「指定申請予定者」確定までの流れについて』を確認してください。
- (2) 選定にあたっては、書類審査及びヒアリングを行います。
 - ※ヒアリングに当たっては、原則、配置予定の管理者、児童発達支援管理責任者を含む3名以内での参加をお願いします。
 - ※審査の結果、該当者なしとする場合もあります。

2 選定委員会

日時：令和7年5月中旬頃

場所：福岡市中央区天神近辺（予定）

※日時、場所等については、参加申込者に対し、別途ご連絡いたします。

3 選定項目・配点

大項目	小項目	配点
運営法人	法人の理念・方針	10
運営計画 (発達支援)	個別支援計画案	25
	本人支援	15
	移行支援	10
	家族支援	10
	地域支援、関係機関との連携	10
職員配置等	人員配置計画（配置予定人数、職種、経験年数等）	10
	人材育成に対する考え方（研修計画等）	10
	管理者・児童発達支援管理責任者の資質等	10
	送迎サービスの有無	10
その他	特記内容等	10
	計	130

※項目毎の審査の視点は別紙参照

※個別支援計画案については、別紙「ケース事例」で設定した事例に対して作成

4 選定結果の通知

令和7年6月中旬（予定）

第4. 選定後の手続き

1 指定手続

選定された事業者は、選定後速やかに、指定手続を行う必要があります。**応募される前に必ず手続を確認してください。**

※手続については、市ホームページ

「<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/jigyosyo/health/syogaij-sien/index.html>」

をご参照ください。特に、事業実施予定の施設について、大規模な消火設備等の設置が必要となるか否かについては、早めに管轄の消防署にご相談ください（相談様式は上記ホームページに掲載）。

第5. 留意事項等

1 その他留意事項

- ・市街化調整区域で計画される場合は、関係部署に事前にご相談ください。
- ・市が認めたものを除き、選定後の申請内容の変更は原則として認めません。市が認めたもの以外の変更は選定取消しとなる場合がありますので、変更が生じる場合は必ず市と事前に協議を行ってください。
- ・指定の日までに、「第1.事業概要 6 応募要件等」に定める要件を満たさなくなった場合は、選定取消しとします。

- ・本公募及び指定の過程において、虚偽その他不正な申請があった場合、失格（選定後であれば選定取消し）とします。指定後に判明した場合には、原則として指定取り消しを前提に処分を行うこととなります。
- ・本公募の選定により、児童福祉法に基づく指定等が保障されるものではありません。
- ・事業計画の中止や選定されなかったことに伴う一切の損害等について、本市は責任を負いません。
- ・選定後における事業の権利譲渡等は認めません。
- ・公募に係る申込書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・1法人で、複数申請することは可能です。

2 スケジュール

日 付	内 容
令和7年4月2日 15時	説明会申込締切
4月7日 13時	説明会
4月11日 12時	質問受付締切
4月18日 15時	申請書・法人概要書類締切
4月18日	提案書類等の提出受付開始
4月28日 15時	提案書類等受付締切
5月7日 15時	プレゼンテーション資料締切（任意）
5月中旬以降（予定）	選定委員会（書類審査・ヒアリング）
6月中旬頃（予定）	結果通知
選定後速やかに	指定申請
10月1日以降	事業開始
令和7年10月1日 ～令和9年3月31日	第三者評価の受審及び報告

3 書類の提出先・問合せ先

<令和7年3月31日まで>

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1

福岡市こども未来局こども発達支援課

電話 092-711-4987

電子メール syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

<令和7年4月1日以降（課名変更）>

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1

福岡市こども未来局障がい児事業所指導課

電話 092-711-4987

電子メール syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp